



らないところが多くあるようだと思いま

きてるか。こういう問題に相なるらう

かと思います。

第三点の、生活環境あるいは公共投

資の問題になると、なお一そろそろで

す。

レジャー・ブームあるいは消費ブーム

といふことから見ると、日本人の生活

のあり方といふものは、全体にアンバ

ラーンスじやないかといふ御意見が出て

おります。ということは、高級の電気

家庭用具といふものは準備せられて

いるにかかわらず、なお屎尿の処理の

問題、下水道の問題といふことはどう

だ、たとえば住宅の居住状況はどうだ、

最も住生活においてのおくれといふも

のが指摘せられているようございま

す。

第三点の、生活環境あるいは公共投

資の問題になると、なお一そろそろで

ございます。これはしばしばジャーナ

リズムその他の方におきましても指

摘せられておりますように、今日の

レジャー・ブームあるいは消費ブーム

といふことから見ると、日本人の生活

のあり方といふものは、全体にアンバ

ラーンスじやないかといふ御意見が出て

おります。ということは、高級の電気

家庭用具といふものは準備せられて

いるにかかわらず、なお屎尿の処理の

問題、下水道の問題といふことはどう

だ、たとえば住宅の居住状況はどうだ、

最も住生活においてのおくれといふも

のが指摘せられているようございま

す。

第三点の、生活環境あるいは公共投

資の問題になると、なお一そろそろで

ございます。これはしばしばジャーナ

リズムその他の方におきましても指

摘せられておりますように、今日の

レジャー・ブームあるいは消費ブーム

といふことから見ると、日本人の生活

のあり方といふものは、全体にアンバ

ラーンスじやないかといふ御意見が出て

おります。ということは、高級の電気

家庭用具といふものは準備せられて

いるにかかわらず、なお屎尿の処理の

問題、下水道の問題といふことはどう

だ、たとえば住宅の居住状況はどうだ、

最も住生活においてのおくれといふも

のが指摘せられているようございま

す。

第三点の、生活環境あるいは公共投

資の問題になると、なお一そろそろで

ございます。これはしばしばジャーナ

リズムその他の方におきましても指

摘せられておりますように、今日の

レジャー・ブームあるいは消費ブーム

といふことから見ると、日本人の生活

のあり方といふものは、全体にアンバ

ラーンスじやないかといふ御意見が出て

おります。ということは、高級の電気

家庭用具といふものは準備せられて

いるにかかわらず、なお屎尿の処理の

問題、下水道の問題といふことはどう

だ、たとえば住宅の居住状況はどうだ、

最も住生活においてのおくれといふも

のが指摘せられているようございま

す。

第三点の、生活環境あるいは公共投

資の問題になると、なお一そろそろで

ございます。これはしばしばジャーナ

リズムその他の方におきましても指

摘せられておりますように、今日の

レジャー・ブームあるいは消費ブーム

といふことから見ると、日本人の生活

のあり方といふものは、全体にアンバ

ラーンスじやないかといふ御意見が出て

おります。ということは、高級の電気

家庭用具といふものは準備せられて

いるにかかわらず、なお屎尿の処理の

問題、下水道の問題といふことはどう

だ、たとえば住宅の居住状況はどうだ、

最も住生活においてのおくれといふも

のが指摘せられているようございま

す。

ておりますことを申し上げて、私の陳述を終わらしていただきます。

○早稻田委員長 ありがとうございます。

さて、私ども考えたいと思います。

は、近ごろは単に地方公共団体あるい

が木綿の場合には一枚五百円という計算で値段が出来るかもしませんけれども、消費形態がだんだん変わつて、特朗のワイヤーシャツを一年三枚使つていうことになりますと、その値段は倍になるわけござります。そういう点非常に私たち生活をしている者と、それから政治をなさる方々の資料とする資料に何かズレが出ているのはないかというふうに考えられます。また池田さんが、先ほども申しましたように、卸売物価指数が安定しているから大丈夫だとおっしゃいますけれども、消費者物価指數が上がつているのは、やはり卸売物価指数と消費者物価指數の品目の取り上げ方が違つてゐるのではないかというようなことを考えられます。こういうふうな調査不十分なため、国民生活の実態調査ということが何か間違つてゐるといふのは大へん言い過ぎかもしれないけれども、何かズレた結果が出てゐるのではないかというふうに考えられます。特に消費者物価は国の総合政策の現われで、もし5%も上がつたら、ほかの国では大きな問題にされるのに、日本ではそれに対する科学的な分析報告もされないことが多いというのが現実です。私どもはこのよくなことでは大へん困ると思います。

業を保護育成する官庁のもとではなまつて、経済企画庁の監督にあるといふのものもけつこうなことだと思つております。ただ、このような調査なり研究なりの出資でどの程度の仕事ができることか、今から私は心配しております。また、政府以外の出資を受けるといふのが、国民生活の向上のためという本意の目的がゆがあられてしまつといふ懸念を持つておる次第でござります。たゞいままでの社団法人国民生活研究所の仕事の内容を拝見しますと、経済企画庁及びほかの官庁からの依頼の調査と同時に、業界、おもに協会の仕事も引き受けでおられますようでございまして、すが、財界の出資も受けることになれば、業界からの仕事も委託を受けるような形になるのではないかといふふうに思われます。国家の手で特定の業界のための市場を調査したり、特定の業界の發展のための研究機関とならないよう、あくまで国民生活向上のための研究機関として運営されることを特に要望する次第でございます。

そこで、運営の面でございますけれども、第十九条に参与会を置く組合みになつておりますので、学識経験者といたることになつておりますけれども、参与会には実際に消費者運動をやつてゐる代表者をぜひ入れていただきたいと思います。最近はいろいろの団体を集めめて、名前だけあたかも消費者の集まりのように見せかけているものもござりますが、今から私は心配しております。ただ、このようないいのは非常に地味で、その効果を上げるまでは非常に費用がかかるのではないかと思われます。現在の一億くらいの出資でどの程度の仕事ができれども、もし政府以外の出資を受けるとすれば、その運営や事業の内容が、国民生活の向上のためといふ本意の目的がゆがあられてしまつといふ懸念を持つておる次第でござります。たゞいままでの社団法人国民生活研究所の仕事の内容を拝見しますと、経済企画庁及びほかの官庁からの依頼の調査と同時に、業界、おもに協会の仕事も引き受けでおられますようでございまして、すが、財界の出資も受けることになれば、業界からの仕事も委託を受けるような形になるのではないかといふふうに思われます。国家の手で特定の業界のための市場を調査したり、特定の業界の發展のための研究機関とならないよう、あくまで国民生活向上のための研究機関として運営されることを特に要望する次第でございます。

いますが、生活経験を持つて、暮らしに結びつく消費者運動をしている代表者をぜひ加えていただきたいと、いろいろにお願いする次第でござります。

それから、二十三条に長官の認可を受けた委託調査ができることになつておられますけれども、委託調査は参考会のに詰るようにしていただきたいと思ひます。それから、委託調査は参考会の委託と同時に、消費者組織からの委託も引き受けさせていただきたいと思ひます。消費者組織の委託の場合には、大へん虫がいいと思いますけれども、無料で委託を引き受けさせていただくようござひお願いしたいと思います。そして物価調査、生産調査はもちろんのこと、欧米各國の消費者保護の今後的情報などももちろん、消費者意識の向上や消費者運動に役立つような調査をして、必ず情報を国民に流すようにしていただきたいといふふうに考えております。

で、三十五条にその報告の項が示されておりますけれど、経済企画庁長官が要請すれば報告するだけでよいように書かれてあります。が、必ず経済企画庁長官を通じて国会に報告を出して、国民全般に知らせていただくような仕組みにぜひしていただきたいと思ひます。それにも、このような調査は費用がかかることでもあり、ほかの影響を受けないで自主的に運営をするために、ほかの出資を仰がずに済むような仕組みにして国の予算を十分に出す必要があるのじゃないだらうか、その点を十分検討していただきたいと思ひます。

最後に、くどいよろづごめんなすけ

れど、この運営や仕事の内容があくまで国民生活向上のためのものになるよう切望いたしました。イギリスでも消費者保護のために予算を計上し、政府の援助のもとに有力な消費者保護機関を作れるよう提案され、大蔵省のもとに独立の消費者保護委員会が作られたいと聞いておりますし、アメリカでもケンディ大統領のもとに消費者諮問委員会ができたと聞いております。英米でせき通して言えることは消費者の公共利益を代表すべき有力な機関が必要であるということが議会で主張されており、消費者の利益と教育のために、公平な立場から資料が国民に提供されているということですございます。私は国民生活研究所を土台として、消費者を保護する消費者といふものが日本にも実現するよう要望して、私の意見を終わらせていただきたいとおもいます。(拍手)

し上げまして、国会の御審議にぜひ御参考にしていただき、また法案が成立しました後における研究所の運営に十分御配慮を願いたいという立場に考えるわけです。具体的ないろいろな点は今主婦連の高田さんが詳しくおっしゃいましたので、そういうことは重複を避けまして、私は簡単に私の感想述べてみたいと思うのです。

今度この研究所が法律によって特殊法人になるということ、最近消費者行政といふようなこととか、消費者保護ということがいわれているけれども、ほんとうにそのことが今高田さんがおっしゃいましたように、消費者のためになつていているかどうかということを考えました場合に、われわれは非常に疑問を持たざるを得ない。むしろいろいろな品物を作つてある生産者の側に立つての消費者行政といふような面が非常に強いんじゃないか、そういう点は特に日本は、ヨーロッパ各国に比較しました場合に、消費者保護といふ見地に立つての消費者行政といふことを私が、私は非常におくれてているというふとを常に思つてゐるわけでございます。特に最近の高度経済成長といふ中において、設備投資といふようなことがどんどん行なわれて、方々に新しいコンビニートといふようなものができたりしておりますけれども、その反面において、この法案の提案理由の中に書かれておりますように、一方においてひずみと申しますか、格差といふものが非常にひどくなつていつていふ。この問題をやはり消費者行政といふことを取り上げる以上は真剣に取り上げいかなくてはならない。また物

との問題とも、私は政府においても  
もつと真剣に取り組んでいただきたい  
というふうに考えるわけです。  
それで、私ら物価が上がるると物価値  
上げ反対だということをしようと立場に立つていろいろなことを調べよう  
反対運動とか、いろいろやっているわ  
けですが、しかし、私ら反対を叫ぶ立  
場に立つていろいろなことを調べよう  
と思つても、データとかいろいろな資  
料がないということで、やはり非常に  
考えさせられるし、またそういうよ  
な物価問題などについての研究とい  
うことが、ほんとうにどこでなされてい  
るのだといふれば、私は日本においては  
非常に立ちおくれているというふうに  
考へざるを得ない。特に流通過程の問  
題といふのは、日本においては非常に  
複雑であるし、従つて、物価はどうい  
う経過を経て、どういうふうにしてき  
まるのかといふようなことなどについ  
ても、もつと科学的な研究といふことが  
がなさるべきだらうか、そ  
ういうよ<sup>う</sup>な流通過程の面におけるとこ  
ろのいろいろな研究といふことが日本  
において非常におくれている、これは  
私らがいろいろな仕事をしております  
立場から考えましても痛感しているわ  
けでございます。従つて、そういうよ  
うな研究機関といふものはぜひ作られ  
なくてはならない。しかし、それを財  
界の寄付だけでやるとか、財界の寄付  
を集めとかいうことになりますと  
どうしてもひもがつかざるを得ない。  
従つて、私はそういうよ<sup>う</sup>な研究とい  
ふものが、できるだけ政府の予算によつ  
て、そして公正な立場でそういう研究  
がなされるようにしなくちやいかぬと  
思います。従つて私はこの研究所で政  
府の予算の裏づけによつて、十分公正

な運営がされるようにならなければなりません。財界の寄付というようなことはなくて、やはり国会の先生方のお骨折りによつて、できるだけ国の予算で、そして中立公正な立場でこういつていただきたいといふうに私は考えるわけです。そういう立場から、私は原則的にこの法案の成立といふことに賛成をするわけです。

ただ、その反面において、やはり政府がやるということになりますと、とにかく官僚化していくんじゃないか、また研究そのものが非常にそういうような形になつていくんじゃないかといふことを一面において憂えるわけござります。従つて、そういうよろんな点については、この研究所の運営について十分御配慮を願わなくちゃいけないのではないか。従つてそういう点は、今高田さんがおっしゃいましたが、参与会の運営なり役員の構成なり、そういうよろんな点に十分配慮がなされるようぜひ御審議をお願いいたしたい。

それから、研究所が特殊法人としてスタートしました場合のその運営、あるいは調査研究の態度といふものについても、ぜひ十分考えていく必要があるんじゃないのか。現在大学は大学でいろいろな研究をやっておりますが、大学の研究は象牙の塔における研究であつて、実際の役に立つものが少く、もちろん長い目で見れば大学の研究室といふようなものも、私はできるだけ予算措置で強化していくかなくてはならない

いと思ひますけれども、やはり大学の研究室における研究というものと、今度であります国民生活研究所における研究といふものとは、おのずと違つたものでなくてはならないのじやないだらうか。あるいはまた現在、内閣統計局における統計といふものは、かなり完備しておりますけれども、やはり統計といふものがマッチしているかどうかといえば、統計の魔術と申しますが、そういうものによつて実体がおおい隠されるという危険性もあるわけですね。従つて、そろいろよくなれば、具体的な実態調査といふことと並行して、この研究所の運営がなされなければならぬし、特に最近のように生活構造なりその内容が急角度に変化しつつあり、一面においてそのアンバランスといふものが、國民の生活の実態と結びついた形においてなされなければならぬ。そろいろよくな意味においては、婦人団体なり、あるいは私たちやつておる生活協同組合なり、あるいは農業協同組合なり、あるいは労働組合なり、いろいろのそういう國民の生活と結びつきました組織がありますし、そういうよくな組織における調査機能も整備されつありますので、そういう大衆の実態生活と結びついた組織の調査研究といふものとのとも十分御連絡をいただいだり、この調査研究というのが、ほんと

行なわれ、それが行政の面に反映されるようにせひ御配慮をいただきたいということを、賛成するにあたつて非常に強く私はお願いをいたしたい。

また、そういう調査研究というもののが現在の日本において非常に大事である。従つて、この調査研究というものは、一党一派とか、いろいろなところに偏ることなく、実際の国民生活といふものを十分掘り下げて研究がなされて、それが行政の面に反映されにくようには御配慮をいただきたいと、いうふうに考えるわけです。

最後に、これは研究所といふもので私の友だちがやつておつたりしますが、いろいろ見ておりまして、研究所の一つの弊害ということを申しますと、とくに研究所は、研究をする人の嗜好と申しますか、好みによつて研究がよくなされて、従つて、やはり全体の広い立場に立つての研究ということが、とくにおろそかにされがちであつて、これは奥井先生を前において非常に失礼なんですからども、学者とか、こういう研究家の研究といふのは、その研究当事者の嗜好と申しますか、好みによつて研究がなされる危険性があつて、それが広い立場においていろいろな実態と結びついていくかどうかということになりますと、なかなかそれはむずかしい問題だと思つます。そういうふうな点についても、この研究がせつかく国の予算でやられることになるのですから、できるだけ諸先生方の御配慮によつて予算がとられ、それを希望するわけでございます。反面、学者と申しますか、研究者の個々

的な嗜好によって、とかく研究所といふものが運営されがちでございますが、そういうような点についてもぜひ御配慮をいただきたい。従つて、そういうような点について申しますと、参考会の構成なり運営なり、あるいはまたこの結果に対する報告といふようなものについても、できるだけ国会に報告の義務を持たせるとか、あるいはそういうような点についても十分本来の機能が發揮されるようにはじめに御配慮をいただきたいということを強く私はお願いいたしまして、私のこの法案は賛成する理由といたしたいと思います。(拍手)

○早稻田委員長 ありがとうございました。

これにて参考人各位の御意見は終わりました。

○早稻田委員長 次に、参考人並びに政府委員に対し質疑の通告がありますので、順次これを許します。松平忠久君。

○松平委員 同僚各位の質問があるところでありますから、きわめて簡単に一、二点御質問申し上げたいと思います。

奥井先生にお伺いいたしますが、今まであった研究所が今度特殊法人になるわけでありますが、企画庁からこそにもあります国民生活白書といふものが出ております。この生活白書の内容のいろいろな資料とか、そういうものは、今日まであなたの方の研究所でどの程度この白書を作るのに資料を提供されたか、あるいは実質的にどの程度これに参画しておったかということを

第一点としてお聞きしたいと思いま

す。

第二点は、この研究所における調査

の方法であります。この調査の方法は

どういうようなやり方をしておられた

か。つまり調査の方法といらものはい

る。いろいろあると思います。新聞社の世論

調査のような抽出的な方法もありま

しょうし、あるいは統計にたよってや

る。しかもその統計の方法も、もっぱ

ら政府の統計にたよるといふこともあります

ように思いますし、いろいろな方法

があると思いますが、主としてどうい

う方法で御調査をやられておったかと

いふことあります。

それから同時に、今後特殊法人に

なった場合におきましては、今までの

方法を顧みてそれを続行していくのが

いいか、あるいは何らか新しい構想の

もとにやつた方がいいかということに

ついて、御意見があれば承りたい、か

のように存じます。

○奥井参考人 第一点は、先般企画庁

から御発表になりました国民生活白書

に対して、研究所はどのくらい資料そ

の他において仕事をしたかといふこと

でございます。これは、ただいまの社

団法人としての研究所の設立の経過を

申し上げないとあるいはおわかりにく

いかと思うのであります。実はすでに

企画庁方面の方々との間で、生活研

究の問題が重要だということが論議に

なりまして、三十四年に協会として發

足したこととはすでに申し上げた通りで

ございます。そうして三十六年になり

まして、この協会において企画庁から

の委託調査を受けたといふことで

ござります。従いまして、事前にいろ

いろな関連から私どもの方の研究につ

いて、企画庁の内部におけるそれらの

専門的調査あるいは研究担当の方々と

の間に話し合いといふものはなかつた

と思います。この委託調査の結果が、

研究所の正式の業績として報告せられ

るのが本年の三月になつております。

その間に中間報告等において若干のコ

ントリビューションといふほどじやな

いのですが、それはあつたと思われま

す。しかし、むしろ双方企画庁自身も

あの白書でもつてこれらの問題を提

供されているというような考え方である

と思います。ただ、三十六年度企画庁

の委託調査費を約一千万円でございま

す。しかし、むしろ双方企画庁自身も

そのことを協会として受け、さらに

そのことがありますために、社団法人

としての当然の心がまえであろうと思

います。受け入れられなくてもいいん

だといふようなものじゃないと思いま

す。ただし、これは国策の観点か

ら、またこれを一つの実際行政に上す

といふ場合には、それぞれの行政的な

立場といふ問題があつたううと思いま

す。ただしかし、これは国策の観点か

ら、また

なさるかというのは、やはり主体の方に思はれておられると思います。たゞ非常に心強く思いましたのは、また再び両参考人を私の助太刀に利用して恐縮でございますけれども、お二人とも非常に研究所に期待を持っておられる。そのことで、研究所がかりに委託調査、あるいは独自の研究で報告書が出来たということは、ただ報告書ができるだけではなくて、たとえば生活協同組合の方々の方にあるいは主婦連合会の方々にも、それが影響といふこと大きなかもしませんが、とにかく向こうに行きます。そうしますればそれをプラスにもマイナスにもまた使ってやつて下さる。ちょうど池の中に石をほうり込んだと同じように、私の方を中心に申しますと、そこへ石をほうり込みますと、だんだん波紋を広げていくのと同じようなことになります。この意味合いにおきまして、PRと申しますか、そういう広報活動的なこと、そして諸団体との連携を密に思つておられます。これはやつてみたいと思つております。

○菅政委員 研究所で研究がまとまりました成果は、直接政府もいただきましたのであります。それで、本研究所の機関にも御配付を願います

は、その成果に基づきまして、国民生

活向上対策審議会の議にのぼることが多いと思うのでござります。審議会の方で、本研究所の成果に基づきまして、政

府にいろいろ意見提出をしてい

たときましたり、あるいはまた政府側から出しました諮詢に答えていただけ

ましたり、多くの場合その手続を経ました上で、企画厅といたしましては、

なさるかというのは、やはり主体の方に思はれておられると思います。たゞ非常に心強く思いましたのは、また再び両参考人を私の助太刀に利用して恐縮でございますけれども、お二人とも非常に研究所に期待を持っておられる。そのことで、研究所がかりに委託調査、あるいは独自の研究で報告書が出来たということは、ただ報告書ができるだけではなくて、たとえば

生活協同組合の方々の方にあるいは

主婦連合会の方々にも、それが影響といふこと大きなかもしませんが、とにかく向こうに行きます。そうしますればそれをプラスにもマイナスにもまた

使ってやつて下さる。ちょうど池の中

に石をほうり込んだと同じように、

私の方を中心に申しますと、そこへ石

をほうり込みますと、だんだん波紋を

広げていくのと同じようなことにな

ります。

○早稻田委員長 西村力弥君。

西村力弥君。

○西村(力)委員 さとよりもなくお尋

ねするようになって恐縮に思ひます

が、まず第一に奥井先生に伺いたい。

この研究所を特殊法人に切りかえる

士としての御意見であつたか、それで

動き出してきております。従つて、私

が昨年関係申し上げるに至つたのが私

の関係の最初でございます。それまで

に、企画厅並びに国民生活研究協

会、それから経団連というところに

は、かなり長い間の、それから以来の

密接いろいろの交渉があつたように

承つております。

そして、何よりも必要なことは、おそ

らくこの研究所の重要性を認識しまし

た上において、どうやつたらこれが立

つか、ことに研究機関としての有力な

基礎を持つたものとして成立するか、

この研究所を特殊法人にして政府のあるいは國の

背景のもとににおいてこれを発足せしめ

ることが、発足にあつての一番重要

な問題、こういうふうになつたのでは

ないかと、私流の解釈でございます。

○西村(力)委員 せつからく社団法人と

して、民間の創意を自主的に發揮し

て、よい成果を生もうとしていらっしゃるのを特殊法人という企画厅に直

結する機関に切りかえる、こういうこ

とはやはりそういう当事者の側からの

要望といふことが主になつていくなら

ばよろしいのですけれども、企画厅側

から、そういう工合に特殊法人に切り

かえていくんだといふ行き方をとること

は、少し逆ではないかといふ気がす

るのです。先生のお話を聞きますと、

そうなつたんじやなかろうかといふ推

測の域を出ないといふことです。こ

そから、研究所側からの意思表示によつ

て動いたのではないといふことです。

私はその点、物の運び方とし

ては少しけないと思う。そういうと

ころに、先ほどから参考人の御意見に

してあるといふことを考えますけれども、この切りかえる契機といふものがわざわざあるといふことになる場合が往々

が問題であると思つておるわけです。

ただ、相当膨大な費用を要するにかかる

こと、この切りかえる費用ではなか

ら、社団法人といふ形式ではなか

れども、この切りかえる費用ではなか

ら、社団法人といふ形式ではなか

ら、社

く願いたいと思うのであります。

ところで、この研究所が国民生活向上対策審議会の基礎資料を作るのだということのお話のように先ほど普次官が申しましたが、それと直結するだけではないのですけれども、そういう場合に、国民生活向上対策審議会の研究テーマとして掲げているのは、新しい生活の型とか、あるいはさまざまのそういう生活消費革命に伴う環境施設はどうあるべきかということが一つのテーマである。それから、消費者保護ということはどういう施策をとつたらいいかということが諮問されたテーマだと言つております。そういうテーマを審議して、直接端的に消費者保護を推進していくこうという場合なんですが、そういう場合に、研究所としては、それだけにこだわらず、なお日本の現状あるいは国民の生活の現状からいいまして、一休消費者の経済的な地位をどう向上するかというような問題、——それにはいろいろあるでしょ——が、私はこの前の委員会において一番最初に指摘した問題は、広範なる、層の厚い低所得者層といふ、こういうものの実態と、この引き上げ策をどうするかといふ、ここにやはり重点を置かないといふ、消費者一般を保護するといふようなことは、現実からますます遊離するのではないか、こういう気がするのです。今消費額がどんどん上昇しておりますけれども、格差がひどくなる、こうしたことでありましたか。そういう低所得者層の格差意識といふものはどういう工合に現われているか。これはまことに、だんだんと深刻さを増してくる、こういう状態にあるわけですから、そういう問題に

ついては、研究所のテーマとしてどうしても取り上げられなければならないと思ひますし、また産業構造の二重性といふよくな問題、こういう問題も、やはり中堅の小さいメーカーといふものにはあまり高いものでない、また優良品よりも、全部といふわけじゃないけれども、粗悪品を作るという傾向がある。そしてその粗悪品といふものを買うのはやはり低所得者である。こういうことになると、中小企業の産業の二重構造からくるその劣悪な条件にある労働者あるいは低所得者層、そういうものが悪循環を繰り返していく。さあざまのそういう問題があるわけであります。社会福祉の問題、これは国民生活向上対策審議会の速記録を見ますと、これは末梢的な問題だ。末梢的な問題といふとなんだが、この対策審議会の本質的な問題じゃない。確かに社会保障制度審議会とかさまざまありますけれども、こういふ重要な問題もやはり消費者の経済的地位の向上、それが一番最初に低所得層の引き上げだとか、こういうような観点をとる場合においては、やはりいろいろな重要な問題として取り上げて参らなければならぬ問題じやなからうか、こう思つておるわけなんです。国民生活研究所において、こういふような行き方をとるということは、これは先生のお考へはどうでしょうね。消費者一般といふ立場だけとるが、今、日陰にあるといふ低所得者層といふものを引き上げていくという立場で、消費者の経済的地位の向上に焦点を置くか、こういふ方向をとることに對しては御意見はどうでしようか。

いは立場をとるのだといは立場はございません。しかし、国民生活、ここにここでは消費面の生活、——広い意味であります。が、消費面の生活がこの研究所のテーマでござりますから、先ほど申し上げましたように、簡単に地域差があるといつても、東京と鹿児島がこうだと言えまい。鹿児島の中にも高いところがあれば、東京の中にも低いところがある。そういうことで、今御説のありましたように、消費者一般なりあるいは幅広いところの大衆——という言葉でいいかどうか疑問と思いまが、大衆消費者層というものの問題として見ていく。これは私の方でもいたしますが、立場をとるという問題でなく、こうとつたらどうか、ああとつたらどうかといふような問題として、さらにその検討、掘り下げを深くしなければならない問題と思います。先ほどの中小企業者の場合はどうあります。従いまして、研究所の方では、厚生福祉の問題は、当面の問題としてはあるいは取り上げていないのじゃないかと思います。そこは私まだはつきりと申し上げられない段階でござります。

題に対して立場をとるといふよりは、そういうようやくな実態に即して、さらにそういうところの上にはどんな生活の構造が築かれ、あるいはそういう階層の人々は生活というものをどういうふうに考えておるか、たとえば千円札が一枚よけい所得として入ったときに、どうそれを使いにならうとしておるか、そういうよくな問題として取り上げていきたいと思っております。つまり実態ということでござりますから、実態といふものを当面の研究調査の対象ということにして、それによつてどう生活といふものが築かれて、あるいはこういう生活であるためには、そのために国民生活の基準といふよしなもの、標準、スタンダードといふものを考へるという運びにもなつておるのであります。これは非常にむずかしい問題でございます。国民一般の基準といふものがあるのかどうか、そこにも問題がある。しかし、当初に申されましたように、昨日も国民生活向上対策審議会の席上でも申したのですが、こういった場合の生活環境を含む国民生活というのは、やはりある意味で大衆的な問題ではないか、こういうふうに基本的には理解しております。

ないと思います。せつかくの研究でありますから、これは消費者が全部知るということではないと、実際には国民に直接好影響を与えるということにはなりません。そなりますと、運営をやつたらつしやつて、予算がこれくらいついていればますますやれるというのは一体どれくらいございましょうか。

○奥井参考人 三十七年度の予算といたしましては大体七千何百万円を計上しているはずでございます。しかし、これは予算でござりますけれども、一番私どもが心配しておりますのは、内部が、スタッフその他等々において十分にそろつていませんときに、膨大な予算だけを考えることは無理であろうと思ひます。従つて、四千何百万あるいは五千万の予算といふものは、一応今の内容を徐々に固めながら行ない得るところの予算が大体それくらいで、決して多いとは思いません。そこで、先ほど申しましたように、仕事をついて御審議を願いたいので、その仕事のやり方につきましてはいろいろ拘束を受けたくないというのが、もし研究所を引き受けます場合――研究に専念する限りは私はそうだと思います。聞くところによりますと、政府官庁経理には一つのレートがあつて、そのレートでやる。こういうのは、はたしてそれでいいのかどうかということの問題があると思います。こういう準官庁機関であり、あるいは準公共的なものでありますから、私はこれらの仕事をといふものはコマーシャルのベースに乗せる必要はない。しかし、その点で、先ほどから御意見もあり、御質問もありましたように、十分に人に働き

でもらうたあには、どれだけわれわれがそれに対して悪いなければならぬかというようなことを考えますと、四千万の予算算といふものは決して多いものと思ひません。

尋ねしますが、先ほどの陳述で、現在の消費者保護といふ行政が各省にまたがつていろいろござりますが、それが直接生活者保護になつていない、ほんとうの意味でそういう効果をもたらしていない場合が多いという陳述がございましたが、その具体例を総まくり的に、各省の保護行政がこういう矛盾をはらんでいるといふようなことをすつとお述べいただいたらうれしがたいと思ふわけであります。

よう、国民生活の向上について行政がまちまちになつてゐるが、何かそこに統一的な計画といふものがなされるようにななくちゃならぬじやないかと。いうことを私は言つておつたのです。とにかくそういうふうにばらばらであるし、それから物価の問題にしても、先ほど高田さんがおつしやつたように、環境衛生に觸するものは、環境衛生法は厚生省の所管であつて、私

ちは、これは経済立法じゃないのか、いろいろ物価の値上がりになるのじやないかということで反対したのだけれども、いやもう環境衛生の問題なんだから厚生省だということだったのです。しかし、結果的に見れば、やはり今の物価の問題にそれが大きな関連を持っている。そして、物価の問題について、やはり消費者の立場といふものがほんとうに考えられているかといえば、ヨーロッパでは、物価をさめる過程において、やはり消費者の発言と申しますか、そういうものが大きな作用をしている。ところが日本では、物価はそれの一番大きなメーカーのところで、しょせんゆであれば、しょせんゆの大いなメーカー三社の間でできるし、あるいは電気器具であれば、やはり電気器具の大きなメーカーのところで値段がきまって、そして末端の方は、いわゆる定価販売ということで、その値段が消費者に押しつけられる。そして、その値段をきめる過程において、消費者は全然発言権を持つてないわけで、すが、こういうような経済構造は、私は日本に特有なものであって、消費者が物価の決定に対しても発言していく場が全然ないというところに、私はやはり現在の日本の流通機構と申しますが、そういう問題についてもつと検討を加える必要があるのではないかと思います。私は自分も生活協同組合の仕事をしていて特にその点を考えます。が、これは私たち自身の責任でもある。私はいつかの公聴会などでもそのことは申し上げたことがあるのですけれども、ヨーロッパでは、どこの国へ行つても、生活協同組合というものを、政府が、むしろ保守の方で積極的に育

成策をとつておる。イギリスやフランスで聞きましても、やはりそうしないと独占の大資本をコントロールしていくことが、保守党の立場に立つてもなかなかむずかしいんだ、そしてもう一回保守党が、大資本をコントロールしていくために、生活協同組合を育成する方針をイギリスでもフランスでもドイツでもみなとつているのだ――ヨーロッパでは、生活協同組合は、生活必需品については工場を持つて自己生産をしている。生活協同組合を自分で経営して自分で作っているのですから、そして生活協同組合は消費者の組織ですから、その工場を作りました。洋服にしろ、くつにしろ、あるいはいろいろな食料品にしろ、その価格の決定については、やはり合理的な利潤とか、経営が成り立つという形で合理的な価格の設定をやる、そしてその生活協同組合が一つの経済的な力を持つているから、生活協同組合が合理的にきめられた値段といふものをやはり一般の業界では参考にしなければならないといふ形の経済的な仕組みになつてゐる。そこに物価の問題などについて消費者の意思が反映されるような経済構造といふものがヨーロッパ各国ではどこでも仕組まれている。近代国家において、そういうような物価の問題に対する検討、それを経済構造としてどう考へていくのかという点について、日本くらいおくれている、ゼロだという政府を責めたり皆さん方を責めるところではなくて、私のやつている、われわれ自身の生活協同組合が日本ではちやちでだめだということをおしありを受け、私も、その面では至らないと

ころがたくさんあるので、私も考えなければならぬと思うのですが、国の政策として物価の問題をどうしていくかということについては、そういうような見地から十分お考えをいただきたい。

そういう点について、とにかく消費者の自主的な意思というものが政治の面にも経済の面にも反映されるようなりな仕組みに日本においてはなつてないんじゃないのか、物価問題一つをとらえても。そういう点において、消費者行政、消費者行政と、消費者保護といふことがいわれているけれども、もつともつとこれは、自民党的立場であろうと、また社会党的立場であろうと、何党的立場であろうとも、国の經濟構造としてそういうものを十分考えないところ、そこが日本の一番おくれているところで、われわれにとつても不幸な原因ではないか、私は、私たちの仕事の面からそういうことを感じているわけです。とにかくそういう物価の問題一つをとらえて、消費者の発言する場といふものが結構的に仕組まれていないということを私は最も痛切に感じているわけです。

の新聞には各省案が出そろつた。しかし、相当基本方針に食い違いがあるといつたような意味の記事が新聞が出ております。そこで先ほど奥井先生は国民生活とはすなわち消費生活である、こういうようにおっしゃつたわけですが、この国民生活の面といいますか、消費者行政を専門に担当する部局が必要ではなかろうか、このように私、前から考えて、何回か当委員会でも取り上げましたが、まだ明確な回答をもらっていないわけです。

そこで、奥井先生を初め、各参考の方々に、いわゆる消費生活、消費者の上に立つての行政を専管することの必要である、こういうことにつきまして何らか御意見があれば聞かしていただきたい、こう思いますと同時に、經濟企画庁次官に、經濟企画庁は各省の調整をやるんだ、こう言っておるが、調整はあくまで調整であつて、何らの権限を持たない、現に物価対策それが自体が現わしておるようなものなんですね。もう少し強く各省の調整をやるならやれるよう、あるいは消費生活の専管の部局を經濟企画庁に置く、こういふようなことについての、これは次官じゃ無理かもわかりませんが、御意見があれば伺いたい、こう思ふわけなんですね。奥井先生にまず御意見を伺いたいと思います。

○奥井参考人　何かの機会にも書いておきましたのですが、日本では、生活というのはそれぞれのやることで、まことにまらないこと、卑しい大事じやないというような考え方からして、非常に生活を軽く見ておつた。それはあるいはアジア、東洋的とい

ますか、日本的というか、その間にありますか、いろいろの生活諸団体といまりまして、いろいろの生活諸団体といふものが、生活のそうでないやそんを高く強調せられたということは、私大いにその功績をほめたいと思うのです。そこで今のお話のように、あるそれを専管するところの部署といふやうなものを設けるがいいか悪いか、私はこれは答弁できません。日本のようないくつかの官僚組織においてそれができると、また一つ部門がよけいできたといふやうなことになるのじゃないかといふやうなことを考えまして、ほんとうにそういうことになるものなのかどうなんですか、また何かやると個々の諸官庁も何かの問題に顔を出さなければならぬ。今まで三つで済んでいたものが四つになり五つになるということになりますと、ちょっととにかく御返事申し上げられないというのが偽らざる心境であります。

は食しない貧乏人といいますかを対象にする一つの救貧政策ということだけれども、そういう格差ができないためのもつと前向きの積極的な消費者行政といふものは厚生省でやっているかといえば、やっていないのじゃないかと私は言つた。予算編成の前に厚生省に行つて、次官から局長にいろいろそうちう点で、厚生省のやり方は時代おくれだ。これだけ生活革命とかいろんなことを言われておる中で、おかしいんじゃないかということを厚生省に言つたのですけれども、しかしまだ下手すると、今、奥井先生のおっしゃったよると、今は国民生活研究所といふものが現在できるということは、そういう意味においても何らかの、ここでの研究所で一つ実態に即したデータを作つて、そして行政の面に反映させていただいたら、何か今の欠陥が補われるのじやないかという淡い希望かもしれないですが、実は持つてゐるのです。そういう点ではあまり各省から突き回すようなことでなくて、先ほどから奥井先生が言つていられますように、やはり研究所に自主的にまかすところはまかしてやらないと、消費者行政といつても各省から横やりが出るといふことでは、これは研究所が持つとも仕事ができぬということになりますから、私は奥井先生のおっしゃるよう、研究所にできるだけ自主性を持たさなくちゃいかぬと思っているわけあります。とにかく消費者行政が非常にばらばらなんです。これは先生方

に、何か今度行政審議会ですか、行政機構審議会ができたのですけれども、そういう中で、あるいは先生方の御協力で何か消費者行政というものが一つのところで、各省を調整するといふことが企画庁の役割ですが、それを強力に行なわれるよう、そうしてそういう実績の上に立って何かそういう特別のものが作れたら非常にいいのじゃないか。ただ下手すると、また方々でなわ張りばかりができるということになりますので、そういう点ぜひ先生方にお考えを願いたいということで、田中先生が御質問になつたことをぜひ一いつ括会においてお取り上げをいただきたいと思います。

物資規格法によつて JASマークをつけるということを考えているのだけれども、大きなメーカーの反対にあつてるので、なかなかそれが作れないで困つてゐるところだ。ぜひ私たちに声をあげてほしいということなんですよ。それから欺瞞表示の問題だつたらば、不公正な取引方法にひつかかるのじゃないかということで、公正取引委員会の方へ要望に参りました。公正取引委員会のお話によりますと、やはり独禁法の中における一つ一つ特殊指定をしていかなければいけないというようなことで、それには時間がかかつて、今の場合には間に合わない。私どもはカン詰め一つの問題でもつて厚生省、農林省、それから公正取引委員会をけたをすり減らして歩いたわけなんです。結局消費者のために考えていくれるお役所は何か、あなたたちが声をあげなければ、お役所は自力ではやらないといふような形でいうことを非常に痛感したのです。前々からそういうことを、問題が起きたたびに痛感しておりますし、それからたとえば通産省で織維製品品質表示法というのを作つた。それはほかの法律と違いまして、消費者保護といふととだけをうたつてゐる法律なのにもかかわらず、それが昭和三十年にできまして、それ以来ずっと織維製品の品質の表示は、行管の御報告でも御存じだらうと思いますけれども、任意表示の今まで、混紡率の表示も、混紡ものには全然表示がなくて、販売会社文字を使ふなどいうことだけしかやって

いないというような状態で、通産省の場合は産業を保護育成するお役所だから関係もあるので、なかなかそれが強制できないのではないかということを痛感しているわけなんです。しかもその繊維製品品質表示法の中には、政令でもって強制することができるとうたつてあるにもかかわらず、消費者保護のための強制をしない。技術革新に伴つて新しい繊維が次から次へと出てきています。それなのにもかかわらず、昔のままの、化繊ならアセテートだとかナイロンだとか、それから純綿だとか純毛だとか、そういうものにだけ混紡率の表示をさせるということです。アクリロニトリル系の繊維だとかポリエステル系の繊維だとか、そういう繊維について、私どもは新しい繊維ができる、取り扱い法に非常に弱つているわけなんですね。その場合に、混紡率の表示がしてあつたら大へん取り扱いに便利なんですねけれども、そういうものも指定文字にしようとするなどを通産省ではして下さらないわけなんですね。してほしい、してほしいといふことを何度も要望したのですけれども、していただけなかった。そういう関連事項の積み重ねを考えますと、やはり生活省といふような消費者利益を保護するような部局がぜひ必要だというところでございます。それが奥井先生や中林さん御心配の、お役人をたくさんふやして一つの部局をこしらえて、いろいろとわざわざしくなるということは、私も賛成しないのですが、それでも行政調査会の今後の活躍に期待して、何とかして消費者を保護する部局をぜひこしらえていただきたいということをほんとうに切望する次第なんですね。

それから経済企画庁自身にして、私どもは物価安定対策をするという藤山さんの新聞発表は非常に期待しているのですが、そうおっしゃっているまさに、独禁法を強化するとおっしゃつていいながら、通産省から横やりが入る、今度は強化と緩和を使い分けするというふうにおっしゃいました。そういうことができるかどうかといふことは、やはり企画庁のお立場の問題であると思うわけなんです。そういうふうに物価安定対策を講じながら、片方では牛乳が一円でも二円でも上がる。これは国民の栄養物質として大へん必要なものだと思うのに、輸入で何とかして国民に栄養を子えようというような考え方ではなくて、いつも業界側の言い分を考えてやる。それでどこに物価安定対策があるのでということで、私どもはみんなきのう新橋や四谷の駅の前に立ってビラをまくようならぬ始末でございますが、そういうふうに消費者のことを考えて下さる部局があつたらば、きっと私どもが運動しなくて済むような時代が来るのだと思うのです。ぜひそういう部局を作つていただきたいということが、私どもの願いでございます。

きたいと思つております。また例の行政調査会も発足いたしておりますので、こういふ調査会でもぜひこういふ問題についていろいろ御意見を聞かしていただきたいと思つております。そして何らかの意味で少し消費者保護の行政機構を強化せなければならぬと考えております。今、御承知のように農林省には振興局に生活改善課というのがありますて、これは環境問題の整備などでございましょうが、消費者的立場もあるわせてやつているのだと思ひます。が、そちらが唯一の消費者の立場に立ち得るものではないかと思つております。そんなことで、まことに微々たるものではありません。問題は経済企画庁の消費雇用課であります。雇用課でありますて、そないうる根本的に将来行政機構の整備をするまでのところとしましても、もう少し経済企画庁のこの課を強く働きかけていきたいといふ考えは持つております。ことに単なる総合調整という消極的な意味ではなくて、どの省もおやりにならぬといふことは、かなり企画庁が積極的に自分でやつておりますから、消費雇用課の活動は大いにこれを強化していきたいと考えている次第でございます。当面のところは、消費者対策としましては、そなしながら、やはり通産省としても單なる物品別の生産、流通段階までしか考えぬといふ考え方を少し改めてもらいまして、消費者の立場も織り込んでもらいまして、通産省を中心としてやはり品別にお考え願うように企画庁の方から要求するつもりであります。そして、消費雇用課がもう少し活性に動くようになりますと、根本的には今申しましたように政調査会なりあるいは今回の国民生活向上審議会の消費者保護対策をどうす

るかというようなことで、根本的に案を練りまして、ちょうど今からこういう問題を、ややおそきに失しますが、真剣に考えなければならぬ段階だと思いますので、大いに努力をいたしたいと考えております。

なお、物価の問題でお話がございまして、公正取引委員会が協定価格の問題などについて強く出るよう、物価対策の原案では相当その点を重要な問題として私どもは考えておりますが、通産省から横やりが入って、くじけたというのではございませんで、通産省が言われるよう、自由化に備えて強化すべき面もあると思いますが、通産省もそういう点を忘れてくれるなというふうな思いでありますから、私どもとしましては、そういう意味のやはり自分で公正取引委員会が十分意味のある活動をしてくれることも必要だと思いますし、同時にまた、今申したように、国内経済の面で価格つり上げにならぬよう、また取り締まりを強化する面も必要だと思いますので、両面があるということは現実だと思います。従いまして、公正取引委員会の権限なり活動なりは、そういう点をやはり使い分けてやっていかなければならぬと思いますので、決して原案にありましたのが横やりのためにくじけたわけではございませんので、御了承願いたいと思います。

糸原曲折を経て、きよよまた各省の価対策が出そろった。これを見てみると、ほとんどどの省がまだがつている。農林省から自治省までまたがつて、それの結局調整ということは、經濟企画庁がやるのだと思う。ところが、經濟企画庁が最初出した案——これがいかが悪いかは別として、最初考えていくこと、これが消費者のためにいいから、物価対策としていいなら、あくまでも勇気を持って各省に当たっていただきたい、こう思います。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきまして、ありがとうございます。原案は何といいますかかなり原則的、抽象的な面がありましたために、經濟閣僚会議の議論では、各省があの原則に従ってから少し具体的な策をつけてくれといふことが一つの要望でございまして、あの原案を具体化するというふうに、今回の各省寄せての作業の方向があります。ただそれをやっておりませんで、今申しました公正取引の問題があるとか、「一、二、三」の点に調整を要す問題があるのでございまして、これは全体の領域から申しますと、よくわざかな部分でございますが、その調整部分は今どうしても調整しなければいけませんから、適当に調整をやつてしまつてございます。しかし、全面的後退はいたしておりません。具体的印階でござりますから、御激励をいただきまきましたお札としてこのことを申し上げておきます。

○早稻田委員長 久保田豊君。  
○久保田(豊)委員 一つだけお尋ねをいたしましたが、私どもいろいろそ

いうことに関連をして終戦後はやつて参つたのですが、消費者問題というのはなかなかむずかしい問題であります。政府あるいは資本家等の態度にもありますけれども、やはり消費者自体の団結なり力がなければ何もできないということが、一番最後のきめ手になるんだろうと私は思うのであります。

そこで中林さんと高田さんにお伺いいたしたいのですが、中林さんは、今的生活協同組合はどの程度の組織状況になつておるのか、当面生活協同組合を強化し発展させる上について、政府としてどういう政策をとつたらいいかということあります。これはすぐ西歐的なところではなかなかいかないと思いますが、そういう点でどういう点をお考えになつておるのか、国としてどういう保護政策なり補助政策を生活協同組合にとつたらいいのかという点でございます。これは、現状と対比しながら、お考えがありましたならばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になつて主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけあります。しかし、もう一步いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起こすと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということやはり必要ではないかといふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に對して、主婦の立場から見てどうあつてほしいかという点でございますね。また現実にそういう点で両者が協力をされてやつておるのかどうかであります。

す。私ども十円牛乳運動やその他農民の立場からいろいろやりましたのが、どうもうまく参りません。途中でもつて絶えてしまふ。これは多くの場合大資本の妨害がおもでありますけれども、そうでない場合でも、実際にやつてみてなからなく参らないのが実情でございます。そういう観点から、主婦の立場から生活協同組合とどう協力していくべきだといふか、特に現在の生活協同組合が主婦の立場から見て、どういう点に欠陥があるかという点を、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたい、こう思うわけであります。

○中林参考人 今の御質問にお答えいたしたいと思いますが、現在生活協同組合は政府の認可を受けたものが約千五百組合あります。そして約二百五十五万くらいの組合員で組織しておりますけれども、実際一般の中小企業と同じく経営が不振で困っている生活協同組合がやはり三分の一近くございます。

それで、なぜ生活協同組合が日本においてヨーロッパのように伸びていかないのかという一番大きな原因は、やはり國の方針がはつきりしないということ、消費者の利益を守るという、消費者の自主的な運動というものを伸ばすのか伸ばさないのか、たとえば生活協同組合ではいろいろな物資を扱つておりますが、そういう場合にやはり産者あたりで立法されると、業界を中心とする法律によっていろいろな規制を受けるわけです。環境衛生法といふのができたり、あるいは今度われわれが問題にしております中小企業基本法と生活協同組合の関係をどうしていふのだ、私どもは何も生活協同組合オンリーで塗りつぶしてしまえといふよう

なむちやなことは毛頭思つておりませ  
ん。一般的の業界と自主的な消費者の経  
済組織と相互が競争して、いい方を國  
民が選んでやっていくということで、  
お互いが競争を通じて成長していくと  
いうことです。ただ、日本では中小企  
業が非常に多いという産業構造の特徴  
的な問題はありますが、その問題につ  
いても、私は、中小企業の側において  
どうしていったらいいかといふこと  
は、私たちと一緒に考えていったらいい  
と思う。しかし、いずれにしても、消  
費者の自主的な経済活動を業界側の考  
えによつて規制をしていくということ  
は、ぜひ避けたいがだきたい。これは  
各國で、私も可口か協同組合の会員  
として、この問題をよく見てきたので

出して組合員になつてから利用されますが、そうじやなくて、生活協同組合がいいものか悪いものか確かめてみて、いいものだつたら入るということになさいますかということをお部屋へ行って聞きますと、お一人の例外なく、いいか悪いかわからなければ入らぬよ、やはり自分で利用してみてよかつたら入るのだと言われる。よかつたら入るのだったら、組合員でない前からやはり利用ができるくちやならないわけですね。しかし、現在の法律では員外利用ばかりならぬという、どんびりしゃり員外利用禁止規定になつてゐる、国会の先生方を、生活協同組合に入ろうと思つたら、いいか悪いか自分で利用してみようと思つても、生活協同組合ではまず出資金を出さなくては利用ができないという法律でがんじがらめになつてゐる。この点はどう思いますかといふことを聞きまししたら、直さなければならぬなどいふことを私は先生方に言つていただくのですけれども、実際に国会なり法改正の問題になりますと、いろいろな圧力で、当然の自動的な経済活動をやっている生活協

個人的にお聞きすると、これは当然なことだということを各党の先生方はおっしゃるのですが、当然のことだからそれを何とか法律はせめて農業協同組合のような形なり、あるいはも暫定的だったら、ウェイティング・メンバーというような形でためしの期間でも利用することができるようになれば、ひ法律を改正していただきないと、伸びようと思っても伸びることができない。いよいよ現在の法律ではなっているといたしたい。その他資金の面でも、農業協同組合なり漁業協同組合では、農林中金なりいろんな形によって政府が経済的にバックする形になっておりますが、生活協同組合ではそういうものが全然ないというような問題もあるわけです。私は、とにかく現在の時点においては、生活協同組合が、今先生がおっしゃいましたような自主的な活動というものを強めていかなければ、ただ物価上上がり反対だ、反対だけ言っておっても、一つもそれは力にもならないし、国の経済構造といふもの 改めていくためには、具体的にどうやっていくかということでなくてはならないので、日ごろ私が思つておりますことをぜひお考えいただきたいと思います。

そういう険路を取り除くような方向に向かわないと、主婦たちの消費組合運動、生活協同組合運動といふことはなかなかやりにくいのじゃないかと思ひます。それと同時に、生活協同組合の意義ということのP.R.がまず必要だと思ひます。

○西村(力)委員 消費者が玉様になるには自力でということでしょうが、それにつけても国全体の政治の方向といふことが望まれるわけであります。

次に高田さんにお尋ねいたします。台所をあずかる主婦が生活の苦労いろいろ直接に体験しているわけですが、一体どのくらいの所得、年令層が

いろいろな路を取り除くような方向に向かわないと、主婦たちの消費組合運動、生活協同組合運動ということはな  
かなかやりにくいのじゃないかと思  
います。それと同時に、生活協同組合の  
意義ということのPRがます必要だと  
思います。

○西村(力)委員 消費者が王様になる  
には自力でということでしょうが、そ  
れにつけても国全体の政治の方向とい  
うことが望まれるわけであります。

次に高田さんにお尋ねいたします。  
台所をあずかる主婦が生活の苦労をい  
ろいろ直接に体験しているわけです  
が、一体どのくらいの所得、年令層が  
一番生活上の苦情を訴えております  
か、それはどうでしよう。

○高田参考人 生活の苦情の性質に  
よつて年代が少しずつ変わってくると  
思います。私どものさきやかなデータ  
では、やはり三十才代の方は経済的に  
非常につらいと思います。生活環境の  
苦情だと社会道徳の苦情ということ  
になりますと、年令を問わず、全般的  
にそういうものが出ております。それ  
から物価問題はもちろん暮らしに結び  
ついておりますので、年令を問わず一  
番切実な問題として起きてきておりま  
す。それはその日その日のお野菜を  
買つたり、お料理をしたり、子供を教  
育したりする切実な問題ですので、物  
価の問題というのは、家庭を持つてい  
る主婦にとっては、年令を問わずにみ  
んなの問題になつております。

○西村(力)委員 その次に、消費者の  
教育というか、こういう問題について、  
消費生活をより科学的に、合理的に、  
現代のいろいろな諸大の宣伝とかそ

ら消費生活を守つていける知識といふものをやはり消費者に付与していくかななければならないと思うのですが、そういう面についてはどういう御希望なり御意見なりを持つておられるか。

○高田参考人 新しい商品についての知識というものは、私たちいろいろ勉強はしておりますのですけれども、私も自身王様というようなことで、えらいのだというようなことは追いつかない時代に来ていると思います。何か新しい時代に来ていますが、新しい商品が次から次へと出てきて、おばあさんのところから伝わった綿だとか木綿の使い方の知識は知っているけれども、最近の纖維の問題になるとわからなくなるとか、新しい電気器具が出てきて、一体どういうふうに扱つたらいいかわからない、そういう取り扱いの問題を何かはやはり消費者個々ではだめだと思うのです。やはり消費者の組織の中でそういう商品知識の盛衰をすることが必要じゃないか。消費者者がどこからもひもをつけられない一つの組織を持って、そこで商品のテスルトなり消費者の教育用のパンフレットなりを発行して、消費者にそういうものを配つて知らせることが必要になると思います。ただ、消費者だけがそういうことをするのではなくて、やはり消費者を保護する行政が車の両輪のようにそれに並行していかなければいけない。日本経済全体の、私たちの生活の向上ということは考えられないのじゅうないかと思つております。消費者が車の両輪のようにならためには、消費者自身の持つ組織がそういう消費者の教育をするといふことが一番必要だと思います。

ミが消費者を惑わしておることは、おびただしいものがあるわけです。この宣伝費が物価の中に占めるウエートはどれくらいかということになると、相当なものだらうと思う。私どもが全部かぶつていかなければならぬといふことは、疑いのないことです。私はイギリスに参りましたてテレビをずっと見ておりましたが、チャンネルが二つか三つくらいでありますし、日本のようには次から次にコマーシャルが入るといふことはほとんどない。日本のテレビから見ますと、ちょっと無味乾燥なような気がします。それはテレビに限らず、マスコミが消費者を振り回しておるという現状は是正しなければならないと思うのです。現状においては、全般的にはいいのですが、極端な例としてはどういう影響があるのですか、またそういうことに対してもういちじる工合には正することを望まれるか、御意見のある方はどなたでもいいからおっしゃっていただきたい。

れども、そういうくじに消費者が振り回されている例が多いと思います。それから、欺瞞的な広告だと表示、たとえば放射能が落ちる中性洗剤、核実験がございましたときに、放射能のちりがさらっと落ちるような広告が洗剤で出されますと、皆さん自分の子供を初め命が大事ですから、それを買います。しかし、放射能のちりといふのは、一たん乾いてしまうと洗剤だけでは落ちにくくて、一度酸性にしてから中性洗剤で洗わなければならぬ。それなのに何も知識がないために、やはりそういう広告に振り回されつい買ってしまうということがありますし、それからたとえば食品やなんかでビタミン入り、カルシウム入りといふ表示がありますと、それは栄養がその通り入つておると思つてつい買つてしまします。先日の産経新聞かなんかに出ておりましたけれども、特殊栄養食品のマークのついていないもので、ビタミン入り、カルシウム入りと書いてあって、それに入つていらないものがたくさんあつたというような発表がされておりました。そういうふうに広告とか商品の表現につられて買う消費者が非常に多い。そのためにはどういう盲点をねらってそういう販売対策をとる業者も非常に多いわけで、そういう点はぜひ取り締まつてもらうようになっていただきたいということを公取にかねて要望しております。それは、今度公取の方から不当顧客誘引行為防止法案というような形で出るそとで、私どもは大へん期待しております。

に、日本における広告主は大体どんだら、  
というふうなことを何かの本に数字があつた  
ので、私はいろいろな数字を述べたと  
あるのです。この間も岩波から出  
ました「日本の大企業」という岩波新書  
の中に、ヨーロッパ各国の大企業の中  
における科学技術の研究のために使つた  
いる経費と、広告宣伝のために使つた  
して比較してありました。数字は忘れ  
ましたが、日本では問題にならない。  
科学研究費といふものが少なくて、広  
告宣伝費といふものが企業の経費の中  
に占めるウエートが、ヨーロッパ各国  
に比べて一番高いといふ数字があつたと  
ことを私記憶しているのです。それで、  
とにかく日本の町を歩いても、ネオン  
サインを初め、週刊誌、ラジオ、テ  
レビといふやうなもので、今、高田ま  
んがおつしやいましたよな、消費者  
を惑わすよなマスコミがほんらんに  
はおぼれているんじやなからうか。私  
もこの間、去年だったか、日曜日にう  
ちにいてテレビを見て、いましたら、民  
間放送で電気洗たく機の広告があつた  
のです。そうしましたら、新しい製品  
ができました、今までの古い電気洗たく  
機だったら、奥様方腰が痛い、肩が痛  
い電気洗たく機が古いんだ、だから新  
しい電気洗たく機はこうだということを  
言つていました。そうすると、聞いて  
いる女房やみんな、腰が痛むのはやは  
うものを見ると、どこでも今度ボーナ  
スが出たら電気洗たく機を一つ買わなければ  
ぬということ、聞きますと、そういう

けれども、主婦はやはり新しい電気洗たく機を三台も四台も持っていて、行ったら、持てないかという友だちも、余裕のある連中の中にはあった。あらゆる商品についてそういうことはないだろうが、従って、言論統制ということには私は反対なんですけれども、ヨーロッパなどでもそういう誇大広告、欺瞞的な広告といふものを抑制する措置——ドイツだったとかどこかでテレビなんかは民間は認めていないという話を私は聞いたことがあるのですが、やはりそういう誇大広告、欺瞞広告は何とか抑制する必要があるんじゃないかな。そうしてそれには研究費なり何なり、みんな物価にはね返っているわけなんですから、物価の面なりそういう面に回していくなければならない。そういう問題などを今度研究所で一つ大いに御検討、御研究願つたら、私は非常におもしろいんじゃないかというふうに考えておるわけです。

ばならない」とは当然でありますけれども、主婦の家事労働の時間が国民生活向上の尺度として一つ言えるのではないかと思いますが、どういう工合にお考えでござりますか。

いたしますときには、今お話しの点を十分考慮いたしたいと考えております。また審議会の委員中にもそういう方々が入っておりますが、参考のこととはなあからそのことを考えたいと

この上院公聴会は、残念ながら、奥井先生の御答弁が、全く聞かれておらず、残念な結果となってしまった。奥井先生の御意見を、改めてお聞きしたいのである。

引ひはつてくるんだといふよくなことを  
でありますれば、私はこれは絶対に反  
対でござります。これは申し上げてよ  
ろしいと思ひます。

じゃないかという、その調査を受けました対象の文句というのが多いのです。事実見てみると、ほんの一項目を加えるか、あるいはそれに一つ半どつねば、二つ三つの問題を

いたしますときには、今お話しの点を十分考慮いたしたいと考えております。また審議会の委員中にもそういう方々が入っておりますが、参考のこととはなあからそのことを考えたいと

この上院公聴会は、奥井先生の質問に対する答弁が、必ずしも放棄したいと思うのですが、ただ一点だけ奥井先生に一緒に御答弁願つたらけつこうと思うのです。

引ひはつてくるんだといふよくなことを  
でありますれば、私はこれは絶対に反  
対でござります。これは申し上げてよ  
ろしいと思ひます。

じゃないかという、その調査を受けました対象の文句というのが多いのです。事実見てみると、ほんの一項目を加えるか、あるいはそれに一つ半どつねば、二つ三つ四つ間違

○高田参考人 やはり家事労働の短縮ということは必要だと思います。私の調査表を持って参りませんでしたけれども、大体一日四時間から六時間洗たくを含めて家事労働に使われているというデータがたしか出ていたと思うのです。ちょっと今はつきり覚えておりませんが、ただ家事労働の短縮ということは、生活を向上させる一つのデータになるということだけ申し上げられます。

○板川委員 一つだけ。これは奥井さんと企画庁の次官にお伺いします。  
先ほど高田さんと中林さんからお話を出たんですが、民間の委託調査費は、そういう会の性格からいって、無料で奉仕してほしい、こういう希望がアリた。これは民間で持ってきたものを無差別に無料でやるということは繁雑になつてなかなかできないと思うのですぐ、しかし、民間のそういう婦人団体とか生活協同組合なり、そういう団体によると、しばしば福利厚生

この中に調査研究の対象としていろいろあがっております。そのうちで、舶来品の購入の動機、これを調査研究する。こういうようにあがつておるので、すが、貿易の自由化等との関係あるいは日本人の舶来品好み、こういった問題とかね合わせて、今日では相当、国際收支の赤字等々の問題から考えまして、国産愛用ということを通産省あるいは特に東京の商工会議所あたりが中心になってやつておるわけなんですが

は無料で、これはちょっと、無料である  
引き受けいたしますと、そのぐらいに  
申し上げたいのですござりますが、御存  
じの通りの財政事情でござりますので  
で、非常に困難だろう。むしろ私たち  
は、もしそちらの方に調査費でもあつ  
たならば、それに便乗させていただき  
たいというのが本音でござります。本  
音で申し上げます。どこどこでかりに  
そういう調査をする、それでは私ども  
の方もスタッフを出すから、一緒にや  
らせていたいだきたいということござ

も十分にお役に立つといふようなことがあります。こういう意味では、口だけではないかといふ御反論もあるかもしれません。そういう点考えてみて、今度われわれの方で調査をする、ほかの方でもそういうことと関連のあるものについてはどうか、いろいろ調査をするがどうだ。それじゃそれに便乗して一つこういう項目を入れてくれば、こういうところで調べてほしいといふような御意見のあるような場合には、御協力は十分できると思います。

史にたんてん終止符を打ってきたわけですが、そういう意味で女性の地位の向上ということは、生活環境の整備からそういう立合にいくことが日本のほんとうの近代国家になる道であると思つております。せいぜいわれわれもがんばって参りたいと思うのです。

そこで、最後に企画庁にお尋ねいたしますが、先ほど高田さんは、消費者運動を実際にやっている人を三、四人入れてもらいたい、中林さんは、いろいろなデータを、消費組合あるいは労組その他でも十分国民消費生活の問題について調査をしておるということであります。しかし、そういう御意見は企画庁も率直に受け入れて、研究所の研究の中に、あるいはそういう意見を直接言える機会を与える。そういうふうな方法をとるべきであると思うのです。それについて企画庁の確たる御答弁を願いたい。

もう一つは、今の西村委員の質問にも関連をしますが、参与については、労働組合の代表あるいは婦人代表、生活協同組合の代表、その他実際に国民消費生活面のいろいろな問題をかかえるところの、そういう運動をしているところの代表もぜひ多数入れてほしい、こういう要望がありました、その要望は大体受け入れられる予定であるんでしょうか。この法案によりますと、会長が企画庁長官の認可を受けて参与は指名する、こういうことになつておりますが、そういう要望は受け入れられるものというふうに理解してよろしいか、この二点だけお伺いします。

○田中(武)委員 時間がありませんので、続けて質問だけをして、答弁をし

○奥井参考人 第一問が参与の問題だと思います。私ども参与の人選につきまして、お話をありましたように、今すぐここで何々組合、何々会といらことにについて御同意と申し上げることはできませんけれども、今申しましたように、あらゆる方面——学識ということがあつたんだ、あるいはと思いますが、これは経験ということを今度それに置きかえればよろしいかと存じます。われわれの学識というのは、必ずしも学問上の学ではなくて、生活学の学でけつこうなんあります。これは広く取り入れることについて、いささかもやぶさかではございません。私自身あるいは企画厅自身も、自分の方にかかるこの舶来品の購入の動機とかあるいは国産品と舶来品との問題等について何か研究せられた結果がありますれば、これは簡単に一つ聞かせていただきたい、こう思います。

います。ただ、お説のありましたようにことはよくわかるんだぞいります。たとえば、こういうことを調査したいけれどもというような御希望があつて、その団体その他については調査の方法もない、あるいはあれもないといふようなこと、それで私は、官庁その他含めまして言うのですが、この調査をとかいうようなものは、できるだけ事前に交付したいと思います。たとえば研究所はここでもつてこういう調査をしたいがどうだ、そうすると、それにちょっと便乗すればそちらでも十分役に立つ個所があるのでございます。ところが、今のよきな式でいきますと、封鎖的になつておりますから、ここでこの調査をやる、そつちの部局である調査をやる、向こうでその調査をやります。たまたま対象が一緒になつてしまふと、たとえば国民はしょっちゅ

それから、ただいまの舶来品の問題について、やつてはいないのでござります。しかし、この国民生活の問題といふのが、今それに触れておりませんが、たとえば消費のアンバランスといふようなことからして、もつと国民所得というものを預貯金の方、資本造成の方に向けられるんじないかといふ大きな流れが背後にすることは、私承知いたしております。そういうふうな意味で、国産を奨励しなくちゃいけないんだ、あるいは外国品でなくちゃいけない、あるいはそれは悪いんだということを当面の目標として出すことなくして、どういう場合において国産品とそれから舶来品とが競合しているか、せり合っているか、あるいはどういう状況でもってそつちを選択しているかといふようなことにつきましては、十二分に私たちの調査の対象になると思います。多分その意味でもつ

ていただいて終わりたい、こう思いま

は現下の希望として、そいつた面もやつてみたいといふことが出ており、大きな流れとしては確かに国産愛用の問題があります。国内産業の育成という問題もございます。それからまた、先ほどありましたように、あまり消費のアンバランス、レジャー・ブームというものをマスコミによってこう書き立ててしまつて、はたしてそれでいいのかどうかというようなことは、逆にいえば、国内資本の造成というような大きな国策上の問題にからみ合つて、私どもはそういう背景のあることは百も承知しております。しかし、それがなるがゆえに、この結論が出るような調査というのはいたしかねるということがあります。おそらくいずれも、私どもがこれから調査しようといふような問題は、そういう日本の国の経済及び文化の問題に非常に重要な背景があるといふ、その背景の上に、あるいはそれを背負つて、科学的に調査をしていくということに相なつてゐると思います。

○板川委員 ちょっとと委託調査の問題

で——それじや、こういうふうになるのでしょうか。委託調査が三十六年度の現在の社団法人の場合には一千万ですか、それが今度三十七年度の予算が一千二百万、こういうふうになります。この委託調査の一千万をやつて、それから受け取られたものをやつて、それから受け取ることなどなんでしょうか。

それからもう一つ、たとえば参与の中にそういう団体の方がおられて、調査の項目というのは、参与会なりで大体の基本方針といふのを事前にきめ、まあ目標を定める、こう言わされて

おります。ですから、普遍的なもので——消費構造なり消費性向というのほとんど変わってきますから、今までそれであつていいと思つたけれども、新しい事態が生まれて、そうして研究所の方では、それを一応従来のしきたりでやる、これじゃどうも不十分だという場合には、実際大衆運動をやっておる人たちの方が一番最初に苦情を受けますから、そういう問題を持ってきて、参与会でこれを検討し、普遍的でありますね。そういう意味では、それはそれに乗つかつて研究所としてその結論を出していく、こういうことともあります。そういう意味では、そういう大衆団体が、結果的には無料で委託調査をお願いし、その結果を利用することになります。こういうことともありますね。そういう意味では、それはそれで、研究会と、これはいいじやないか、やろうじゃないか、そうして、研究所としても、今の民間の生活団体といふようなものにしても、双方ともあつて、研究所と、これはいいじやないか、やろうじゃないか、そうして、門戸を開くことについては、決してやぶさかでないと御承知願いたいと思います。

○奥井参考人 ただいまのお話の御趣旨よくわかりましたので、十分承つておりますと、先ほどお話をありましたように、いずれも専門の深い研究者、学者

でありますか、おそらくその人たちの考えていることと、それからこのお二人の参考人の方々が考へておられる生活といふことと少し食い違つ——食い違つじやないのです。片一方が低くて片一方が高くて、えらいのだ、えらくなのだ

といふいろいろ意見を別にする場合であつて、やはり最終には方法が確定しませんと、いたずらに数字を集め、調査

するんだということになつて、最後の結論を出すときにくつがえされるおそれがあります。その基本的なものを固めようといふところに、今のところでは、研究所の主力が向いているようであります。そういう意味で参与会等でそれであつていいと思つたけれども、新しい事態が生まれて、そうして研究所の方では、それを一応従来のしきたりでやる、これじゃどうも不十分だという場合には、実際大衆運動をやっておる人たちの方が一番最初に苦情を受けますから、そういう問題を持ってきて、参与会でこれを検討し、普遍的でありますね。そういう意味では、それはそれに乗つかつて研究所としてその結論を出していく、こういうことともありますね。そういう意味では、それはそれで、研究会と、これはいいじやないか、やろうじゃないか、そうして、研究所としても、今の民間の生活団体といふようなものにしても、双方ともあつて、研究所と、これはいいじやないか、やろうじゃないか、そうして、門戸を開くことについては、決してやぶさかでないと御承知願いたいと思います。

○早稻田委員長 この際参考人の皆様に一言、あいさつを申し上げます。

本日はきわめて御多用のこところ、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会



昭和三十七年三月八日印刷

昭和三十七年三月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局